

出向者の賃金額誤りについて 緊急申し入れ提出！（申第3号）

本部は、9月22日申第3号で「出向者の賃金額誤りについての緊急申し入れ」を会社へ提出しました。

=賃金誤りの内容として=

- ・1時間当たりの賃金額を算出する際に、本来「**出向手当、出向特別手当**」について計算に入れるべきところ、これまで計算に含めていませんでした。

◎ 申第3号申し入れ内容として

- 1・今回の賃金額誤りについて期間と原因を明らかにされたい。
- 2・対応として3年の追給としているが、それ以前にも誤りがあるならば全て追給とされたい。
- 3・今後の対策を明らかにされたい。

繰り返される誤支給問題について抗議する！

